

施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう及び柔道整復） の開設届等の際の資格確認について

名古屋市健康福祉局

今般、他人である柔道整復師の免許証を複製した上で、当該柔道整復師になりすまして施術所の開設届を提出し、療養費の受領委任に関する申出がなされていた事例があり、厚生労働省から、施術所の開設届等の際の資格確認の徹底について通知がありました。

そのため、施術所の開設届等の手続きに際して、不正防止の観点から以下のとおり本人確認を行いますので、ご協力をお願いします。

施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう及び柔道整復）の開設届等の際の資格確認について

- **開設者（法人の場合を除く。）について**
運転免許証等の原本により本人確認を行います。
- **業務に従事する施術者の氏名等について**
あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師の免許証の原本と併せて、運転免許証等の原本により本人確認を行います。

本人確認のための書類（運転免許証等）について

本人確認書類は、以下のとおり原則官公署発行の本人確認書類(顔写真付き)の提示をお願いいたします。

【官公署発行の本人確認書類(顔写真付き)】	【左記の書類をお持ちでない場合】
以下に例示する書類をいずれか <u>1点</u>ご提示ください。 例:○運転免許証 ○身体障害者手帳 ○住民基本台帳カード(顔写真付き) ○パスポート ○外国人登録証明書 など	以下に例示する書類を <u>2点</u>ご提示ください。 例:○健康保険証 ○年金手帳 ○診察券 ○社員証 ○学生証 など

※やむを得ず、業務に従事する施術者が窓口に来所できない場合等の手続きや詳細については、以下の担当保健所へお問い合わせください。

施術所の所在区	保健所名	連絡先
千種区、昭和区、瑞穂区、名東区	千種保健所	052-753-1963
西区、中村区、熱田区、中川区	中村保健所	052-481-2239
東区、北区、中区、守山区	中保健所	052-265-2254
港区、南区、緑区、天白区	南保健所	052-614-2827